## 令和3年第9回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所			令和3年9月24日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開	議時刻	及び宣告者	午後1時	午後1時30分 会長 櫻澤 泰信						
閉	会時刻	及び宣告者	午後3時	0 5 分	会長 櫻澤 泰信					
į	議長	櫻 澤 孝	泰 信 議事参与制限委員数		2名	<u>f</u>	傍聴者数なし		:L	
出席し	た事務局職	員 事務局長:櫻澤	典明 事務	5局長補佐	: 高橋 和宏 主事: 注	度辺 玲香	1			
	席次	氏 名	出欠	席次	氏 名	出欠	席次	氏	名	出欠
	1	松原 良治	0	9	藤牧 重徳	0	推4	西口 学		_
委	2	原口 幸雄	0	1 0	坂本 等	0	推5	福嶋 志信	111111	_
員	3	長谷川 隆	0	1 1	野村 清太郎	0	推6	安達 彰		_
出席	4	四方田 芳泰	0	1 2	佐藤 文雄	0	推7	町田 貴		_
	5	町田 雅文	0	1 3	櫻澤 泰信	0	推8	伊藤 光旗	進	_
況	6	松本 由紀子	0	推1	金井 豊	_	推9	筑 幸広		_
	7	関根 豊	0	推 2	堀内 康男	_	推10	新井 美領	ث	_
	8	木村 豊	0	推3	金井 眞澄	_	推11	須川 朋和	和	_

<sup>※</sup>緊急事態宣言中のため、農地利用最適化推進委員については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため不参加。

## 会議進行状況

会議事項	発言者	顛 末
	事務局長	定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 緊急事態宣言が発令されていることから、前回同様に推進委員の皆様は不参加となっておりますので ご了承ください。 また、皆さまにおかれましても手指の消毒やマスク着用での発言をよろしくお願いします。 それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。
開会	議長	ただいまから、令和3年第9回業委員会の総会を開会します。 出席委員は、13名全員が出席です。過半数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議長	日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、5番 町田雅文 委員、6番 松本由紀子 委員にお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。
日程第2 第25号議案 農地法第3条の規定によ る許可申請について	議長	続きまして、日程第2に移ります。 第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分) を議題とします。 農地法第3条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいので、この案を提出する ものです。事務局は1番の説明をお願いします。
	事務局	今回は、改選後初めて農地法第3条の申請がございましたので、研修でもお話はありましたが、許可の要件について再度簡単に説明いたします。 個人が権利の移動をする場合には、許可の要件は4つあります。1つ目に全部効率利用要件、2つ目

会議事項	発言者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		に農作業常時従事要件、3つ目に下限面積要件、最後に地域との調和要件です。 このすべてを満たしているか、許可できるかどうかを皆様にご判断いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは申請番号1番についてご説明いたします。 申請地は株式会社○○の道向かいにある農地になります。詳しくは議案書5ページの位置図、6ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。 本案件は、現在5人の共有名義となっている申請地の持ち分の変更になります。本案件が許可された場合は、共有者は4名となり、受人の持ち分は2/5に、その他の共有者3名は現在と変わらず1/5となります。 受人は主にネギを栽培しており、トラクター、耕うん機、軽トラックをそれぞれ1台、背負動噴を2台所有しており、農作業は娘の旦那さんが手伝いをすることもあるとのことでした。 渡人は申請地を相続したものの管理できないため、共有の代表者である受人に自身の持ち分を譲りたいということで申請に至りました。 説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
	議 長 四方田委員	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。 特にありません。
	議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。 申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	木村委員	議案書の作り方についてですが、譲渡人の名前に他4名とあるので、この標記だと全員が申請者のように見えるのですが、これは直せないのですか。

会議事項	発言者	顛 末
	事務局	システム上、所有者名が出てしまいますのでこのような標記になっております。今後は強制入力ですとか、備考欄に記載するなどで対応を検討したいと思います。
	議長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第25号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 「全員挙手」
	議長	全員賛成ということで、第25号議案1番については原案のとおり許可といたします。 続きまして事務局は2番の説明をお願いします。
	事務局	2番についてご説明いたします。申請地は○○の南東、およそ約700メートルの位置にある農地になります。詳しくは議案書7ページの位置図、8ページの案内図をご覧ください。申請地の現況については、違反等もなく適正に管理されておりました。受人は○○町にお住まいで、○○の会社に勤めているそうですが、神川町のほか○○町でも農地を借りており、休日だけでなく毎日の出勤前と帰宅後にも奥様と2人で農作業をしているとのことでした。主な作付品目はネギとサツマイモで、トラクター、普通トラック、軽トラック、耕うん機をそれぞれ1台ずつ所有しております。受人は将来的には農業に専念したいと考えていることから、現在借りている農地を購入し、所有権を取得するために申請に至りました。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松本委員	特にありません。

発言者	
議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
	申請番号2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
<b>/</b>	申請者は外国人ですよね。農地を取得するには永住権などの要件があると思いますが、その辺の確認
作膝安貝 	中間有は外国人ですよね。展地を取得するには水住権などの安任があると芯いますが、その近の権能はどのようにしていますか。
事務局	外国人の申請があった際は、在留資格が確認できるものを提出いただき確認しております。
	今回の申請では、町外の方ですので住民票が添付されているほか、在留カードの写しも提出されてお
	りまして、永住者であることを確認しております。
大村委員	町外の方の申請では、その居住地での農業経営の状況など確認しておりますか?
事務局	はい。確認野帳といいまして、居住市町村の農業委員会に依頼し、農家台帳や土地の現況写真などの
	資料をいただいて確認しております。また、申請者にも町外の耕作地については全て耕作証明を提出い
	ただいておりますので、居住地以外にも耕作地があれば調査しております。
議長	はかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。
	第25号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	〔全員举手〕
議長	全員賛成ということで、第25号議案2番については原案のとおり許可といたします。
	続きまして事務局は3番の説明をお願いします。
車終局	3番についてご説明いたします。申請地は○○の南西およそ200mの位置に1筆と、○○の南東お
于4力/HJ	よそ200mの位置に2筆の合計3筆となります。詳しくは議案書9ページの位置図、10ページの案
	議長佐藤委員本村委員事務局長

会議事項	発言者	顛 末
		内図をご覧ください。
		申請地の現況についてはすべて適正に管理されておりました。
		受人は2番の案件と同じ方で、申請事由についても同様となっております。
		説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松本委員	特にありません。
	議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
		申請番号3番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑無し〕
	議長	無いようなので採決に移ります。
		第25号議案3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第25号議案3番については、原案のとおり許可といたします。
		続きまして事務局は4番の説明をお願いします。
	事務局	4番についてご説明いたします。申請地は○○市の○○地区にあります○○の北西およそ220mの
		位置にあり、○○地区に隣接している農地8筆です。詳しくは議案書11ページの位置図、12ページ
		の案内図をご覧ください。
		申請地の現況については、一部の筆に数本の丸太や土管が置かれておりましたが、おおむね除草され
		保全管理されておりました。なお、丸太や土管については近日中に撤去するとのことです。
		受人の住所は都内になっていますが、実際は町内にお住まいで、○○地内に本社を構える○○株式会

会議事項	発言者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		社の代表をされております。 同社は有機JAS認定を取得しており、農薬や化学肥料は使用せず、有機栽培でにんにくや山クラゲ、白菜等の栽培を行っております。 本申請の許可が下りた場合には、3年程度は土づくりに専念し、土質がJASの基準を満たしたら申請地での作付を開始するとのことでした。 受人はトラクター、耕うん機をそれぞれ1台、トラクター補助機械、草刈り機をそれぞれ2台所有しておりますが、今後トラクター1台と、トラクター補助機械2台を追加で導入予定とのことです。 また、農作業は通常4人で行っており、人手が必要な際は臨時で雇用して対応しているとのことです。 受人は現在利用権設定により、○○市及び神川町で農地を借りて農業をしておりますが、野菜の生産や養鶏など、地元に根付いた産業として農業を行っていきたいと考え、今回の申請に至りました。 説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	町田委員	私も現地を確認しましたが、丸太や土管は撤去されておりました。
	議長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。 申請番号4番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	坂本委員	申請者の農業経営が良くわからないのですが、この方は養鶏もやっていらっしゃるのですか。
	事務局	養鶏とは違うかもしれませんが、〇〇にある本社敷地内で鴨を飼っているようです。会社では石材の輸入販売や農業、製造業、サービス業を行っているとのことでした。

会議事項	発言者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	木村委員	○○さんの土地にある石材屋ですよ。
	佐藤委員	この方は○○国籍の方ですが、特別永住権があるのですか。
	事務局	特別永住権かどうかは不明ですが、永住権があることは確認しております。
	野村委員	この方は青柳の方でも2町くらい農地を耕作していますね。
	木村委員	法人として営農する実態があるのであれば、法人で取得するのが本来だと思いますが、適格法人でないので申請者が取得するのでしょうが、貸し借りの実績はあるのかもしれませんが都内の住所になっている個人がこれを申請する訳で、これが良いのか判断に困るというか心配な面があると思いますね。
	事務局	この法人は都内にも事務所がありまして、この所在地が申請者の住所になっているようです。
	木村委員	この方が町内に住所があれば実績もあるようですし問題ないのですが、3条の許可要件では農地まで の距離や時間なども考慮する訳ですが、町内に住んでいるという言葉だけで判断して良いものかという ことですね。 [一同沈黙]
	議長	誰かご意見はありますか。
	野村委員	この方は良く知っている方ですが、前は○○の方で商売していましたが、神川にきて10年以上経つと思いますが、木村委員の言うとおり農地を買って違うもので使われてしまっても困りますよね。
	議長	実はこの法人は地元でもあまり良い評判ではないのですが、勝手に焼却施設を作って燃やしたりして

会議事項	発言者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		指導を受けたこともあるのですね。地域に溶け込まないタイプというか。
	坂本委員	農作業は4人でとありましたが、これは法人の社員ですか。
	事務局	申請書にも従業員と記載がありますので社員だと思います。ホームページでも確認できます。
	坂本委員	定款などは確認しましたか。
	事務局	個人での申請なので定款は未確認です。
	議長	会社の人間を使うのであればそこは確認したほうが良いですね。
	松原委員	個人で買ったあと会社の所有地になることはあるのですか。
	木村委員	3条許可がないので会社名義にはできないですよね。社長の相続人等に受け継がれるだけです。
	坂本委員	個人だから距離などの要件で容認できないとなってしまう訳ですよね。
	木村委員	農業委員会が許可権者ですが、間違えた判断をすると禍根を残すことにもなりますので、県農業会議 に助言をいただくとか、追加資料をいただくとかで確認してもらって判断すべきでないでしょうか。
	議長	では、現時点では一旦保留としまして、農業会議に確認してもらえますか。
	事務局	はい。確認してまいります。

会議事項	発言者	顛末
	議長	では、4番は一旦保留としまして、最後に審議します。
日程第3 第26号議案 農地法第5条の規定によ る許可後の計画変更申請 について	議長	続けてよろしいでしょうか。それでは日程第3に移ります。 第26号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙計画変更申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出す るものです。なお、藤牧委員は議事参与の制限に該当いたしますので、別室で待機をお願いします。 〔藤牧委員退室〕 では、1番から5番までが砂利採取に係る一連の案件ですので、一括して審議したいと思います。 事務局は説明をお願いします。
	事務局	申請番号1番から5番について、一括してご説明させていただきます。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書14ページから17ページに記載のとおりです。 本案件につきましては、昨年9月の総会で審議され、同年11月に県の許可を受けた砂利採取事業に係る一連の計画変更申請になります。 申請地につきましては、○○周辺に広がる農振農用地区域内の農地、青地農地になります。詳しくは議案書18ページの位置図、19ページの土地利用計画図をご覧ください。 計画変更の内容としましては、採取場の湧水量が想定より多かったことや、梅雨時期の天候不順等により、作業工程に大幅な遅れが生じたことから採取期間を6ヶ月間延長するものとなります。 採取期間以外の計画については変更ありませんが、採取計画の詳細図を別添でお付けしましたのでご確認ください。 なお、申請にあたり、土地の利用や道路・水路の占有等について関係機関と調整済となっております。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。

会議事項	発言者	顛 末
	議長	地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	原口委員	現地を確認しましたが、砂利採取している土地や表土置場は雑草がだいぶ伸びているのですね。その 管理について意見できたらと思います。種が飛ぶと周辺の農地にも影響が出てしまうので。
	議長	ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思います。 申請番号1番から5番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕
	議長	無いようなので採決に移ります。 第26号議案1番から5番について、採取地周辺の雑草除去するよう意見を付して、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第26号議案1番から5番については、雑草除去の条件を付けて承認相当と 意見を付して県知事に進達いたします。 審議が終了しましたので、藤牧委員の退席を解きます。 〔藤牧委員入室〕
	議長	第26号議案については、雑草除去の付帯条件を付けて承認相当とすることで結審しました。
日程第4 第27号議案 農地法第5条の規定によ る許可申請について	議長	続きまして、日程第4に入ります。 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分) を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するも のです。事務局は1番の説明をお願いします。

会議事項	発言者	
	事務局	1番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書22ペ
		ージに記載のとおりです。
		申請地は株式会社〇〇の西側で、国道沿いにある農地2筆になります。詳しくは議案書23ページの
		位置図、24ページの案内図をご覧ください。
		申請地の現況につきましては、違反等も無く適正に管理されておりました。
		申請地は宅地や雑種地が密集する集落と国道の間にある生産性の低い農地であることから、農地区分
		は第2種農地と判断いたしました。
		第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場
		合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地は無いものと思われます。
		譲受人は、主に再生可能エネルギー発電事業等を行うことを目的に、本年4月に設立された法人で、
		申請地に非FIT型の太陽光発電設備を設置する計画での申請になります。
		非FIT型とは、国の固定価格買取制度、いわゆるFIT制度を利用せず、小売電気事業者との相対
		取引により売電するもので、本案件では譲受人の親会社で小売電気事業者でもある株式会社○○に売電
		する計画となっております。
		事業に要する資金はすべて自己資金で対応とし、金融機関の残高証明書が添付されております。
		計画に係る土地利用につきましては、25ページの土地利用計画図をご確認ください。
		説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	HIX X	
	松本委員	案内図を見ると分かるのですが、申請地の隣に1件お家があるのですが、周りを太陽光に囲まれてし
		まうことが心配だったのですが、お話を伺ったところ同意しているようですので問題ないかと思います。
	議長	それでは質疑に入りたいと思います。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。

会議事項	発言者	顛 末
	木村委員	申請地は国道よりだいぶ低くなっていると思いますが、土盛りなどの造成はあるのですか。土を入れるとなれば、その家からしたらかなり高い位置にパネルが付くと思うのですが。
	事務局	申請書に添付されている事業計画書や見積書を見る限り、そのような記載はありませんので土盛りは無いと思います。
	佐藤委員	周辺の方は全員同意しているのですか。
	事務局	隣接地の所有者については同意書が添付されております。
	坂本委員	この法人の所在地は〇〇市となっていますが、支店か何かがこっちの方にあるのですか。太陽光発電の場合、昔はあまり遠いと管理の問題で許可されなかったと思うのですが。
	事務局	事業計画書によりますと、一番近い支店から1時間半程度となっております。 また、添付の資料には東京本部という記載がありますので、正確な所在は分かりませんが都内に支店 があるのではないかと思います。
	松原委員	この転用が許可されると、ここは農地ではなくなる訳ですよね。そうなると雑草の問題などは農業委員会では指導できなくなる訳ですか。
	事務局	農地でない場所については、防災環境課のほうで指導を行うことになります。
	木村委員	除草などの管理方法について計画書のようなものを提出してもらうほうが良いと思います。

会議事項	発言者	顛 末
	議長	そうですね。ほかにご意見はありますか。無いようなので採決に移ります。 第27号議案1番について、管理計画の確認を条件に許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員賛成〕 全員賛成ということで、第27号議案1番については、管理計画の確認を条件に許可相当と意見を付 して県知事に進達いたします。 続きまして、事務局は2番の説明をお願いします。
	事務局	2番についてご説明いたします。土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書22ページに記載のとおりです。 申請地は○○から国道を児玉方面へ450mほど進んだ右側にある農地になります。詳しくは議案書26ページの位置図、27ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況については、草が生い茂り、管理されている様子は見られませんでした。 申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断いたしました。本案件につきましても、周辺に代替できる土地は無いものと思われます。 譲受人は1番の案件と同じ法人で、事業計画や資金計画も同様となっております。 計画に係る土地利用につきましては、28ページの土地利用計画図をご確認ください。 説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	申請番号2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	野村委員	特にありません。
	議長	それでは質疑に入りたいと思います。

会議事項	発言者	顛末
	議長	<ul><li>2番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</li><li>〔質疑なし〕</li><li>1番と同じ法人ですので、こちらも管理計画を出すように求めますか。</li></ul>
	成以	「同じ対応が良い」の声〕
	議長	ではよろしいですか。無いようなので採決に移ります。 第27号議案2番について、管理計画の確認を条件に許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	議長	[全員賛成] 全員賛成ということで、第27号議案1番については、管理計画の確認を条件に許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。
日程第5 第28号議案 買受適格証明願について	議長	続きまして、日程第5に入ります。 第28号議案 買受適格証明願について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙買受適格証明願に対する意見を決定したいのでこの案を提出 するものです。事務局は説明をお願いします。
	事務局	議案書30ページをご覧ください。 本案件は、農地法5条の規定による許可を必要とする競売に参加する際に必要となる「買受適格証明」の交付申請となります。 買受適格証明は、申請者が最高価買受申出人となった場合は農地法第5条の規定による許可を受けられる適格者であることを証明するもので、落札後に改めて提出される5条許可申請につきましては、証明時と事情が異なる場合を除き、総会での審議を経ずに許可相当として県に送付するものとなります。 なお、対象地は平成〇年に当時の有限会社〇〇が駐車場兼重機置場として転用許可を受けておりますが、完了届の提出が無く、地目変更もされておりませんでしたので、県と協議した結果、今回は5条許可の取り直しが必要とされております。

会議事項	発言者	顛 末
		申請者は、〇〇地内で主に鉢物の栽培を行う傍ら、キュウリやナスなどの野菜も栽培する農家で、近
		くで野菜を売る場所が少ないと考えていたことから、対象地に農産物販売所を建設する計画での申請と
		なっております。
		農地区分は第1種農地と判定されておりますが、本案件では農産物直売所を建設するものですので、
		第1種農地の転用不許可の例外規定に該当するものと思われます。
		対象地につきましては、議案書31ページの位置図と32ページの案内図を、計画の詳細につきましては33ページの土地利用計画図をご確認ください。
		説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
		DONASALCTO CARROLLS DO CAOMROLOS TO
	議長	この件について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	松本委員	ここは廃車が数台置いてあったのですが、最近片付けたようです。
	議長	それでは質疑に入りたいと思います。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	木村委員	この証明が5条許可の代わりになるのですか。5条の申請は出されないと。
	事務局	落札できた場合は改めて5条申請を提出していただくのですが、内容に変更が無ければ総会での審議
		は省略できることとなっております。
	坂本委員	これは競売ですよね。他にも複数の人が出る可能性もあるのですか。
	事務局	今回の競売に関しては、相談は3件ほどありましたが、1種農地ということもありまして5条許可の 見込み判断から申請が提出されたのはこの1件となっております。入札日はまだ先ですので、来月に別

会議事項	発言者	
	議長	の案件が出る可能性はあるかもしれません。  ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。 第28号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第28号議案については、買受適格者に相当と意見を付して県知事に進達いたします。
日程第6 第29号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について	議長	続きまして、日程第6に入ります。 日程第5 第29号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいので、この 案を提出するものです。 なお、佐藤委員は議事参与の制限に該当いたしますので、別室で待機をお願いします。 [佐藤委員退室] では、事務局より説明をお願いします。
	事務局	議案書の35ページをお開きください。 申請番号1番から49番については、利用権の再設定を含む4月から9月受付分です。 申請番号50番から141番は、○○による期間借地となっております。 件数が多いため、受人が町外の方の案件など、主だったものについてご説明いたします。 申請番号5、6、7、8、13、14番につきましては、以前から相対で借り受けて小麦や大豆を栽培していた農地について、補助を受けるために申請がありました。 次に申請番号9、10、11番ですが、主に米を栽培している方で、今まで利用権の設定をしていた 農地についての再設定と、新規の申請がありました。

会議事項	発言者	顛 末
		続いて申請番号12番は、以前から相対で借り受けて小麦や大豆を栽培していた農地について、補助
		を受けるために申請がありました。
		申請番号15番から18番については、町内の法人で丹荘地区を中心に主にネギを栽培しています。
		新規設定の申請がありました。
		申請番号19番から21番については、営農面積を広げている農家で、新宿地区や関口地区で主に米
		を栽培しています。新規設定の申請がありました。
		申請番号22、23、48番については、○○町にある法人で主に元阿保地区でネギを栽培していま
		す。新規設定の申請がありました。
		申請番号25番から28番については、以前から相対で借り受けていた農地の新規設定の申請があり
		ました。主にジャガイモやネギ、ニンジンなどを栽培しています。
		申請番号36番から48番については、町内の法人で、主にバナナや梨など果樹の栽培をしておりま
		す。今まで相対で借りていた農地の新規設定や、○○名義で借りていた農地について名義を変更する申
		請がありました。
		最後に申請番号50番から141番ですが、これは○○による麦の期間借地です。受人は○○となっ
		ておりますが、構成員である渡人が経由転貸人となり作付けを行うものです。
		説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。
	哦 又	質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
		「質疑なし」
	   議 長	よろしいですか。無いようなので採決に移ります
	, мд. Д.	第29号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について、賛成の方は挙手をお願いします。
		〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第29号議案については原案のとおり決定いたします。

会議事項	発言者	顛末
		審議が終了しましたので、佐藤委員の退席を解きます。 〔佐藤委員入室〕 第29号議案については、原案のとおり決定しました。
第25号議案4番(再審)	議長	では、最後に保留していた第25号議案の4番について再度審議したいと思います。 事務局より説明をお願いします。
	事務局	埼玉県農業会議に確認しました事項についてご説明いたします。 まず、受人は令和元年6月より申請地を利用権設定しておりますので、今回耕作できないという判断 では矛盾が生じるのではないかということでした。 住所に関しましても、住所地からの距離ではなく、実際に耕作ができるかどうかで判断するので、既 に耕作できている実績があるということであれば問題は無いのではないかとのことでした。
	木村委員	私の考えでは、基盤強化法の利用権設定の要件と3条の所有権移転の要件は同じ扱いではないと思っているのですね。  [「私もそう思う」の声]  基盤強化法ですと下限面積とかの制限もないですし、耕作の意欲があれば認めると思うのですが、農地法では制限がありますよね。3条で所有権移転となると同じ考えで良いとは思えないですね。 利用権設定した時の判断がどうだったのかわかりませんが、利用権は件数も多いですし、あまり審査が無いのではないですか。
	坂本委員	この方は実際の経営状況はどうなのですか。苦情があるとか。
	事務局	私が知る限りでは苦情はありません。今回の申請地では当初は養鶏というか、合鴨の飼育をしたいと

会議事項	発言者	顛 末
		相談があったようですが、以前の所有者が行った違反の是正をしていたため耕作はされておりませんでした。
	野村委員	私が知る限りでは、青柳のほうでも畑を借りているようでして、無農薬とかでやっているようですが その畑は草刈とかしてきれいに管理しているようです。
	事務局長	木村委員のおっしゃる通り利用権と3条では性格が異なると思いますが、3条の許可基準に合うように要件を満たして、その確認に必要な書類を出していただければ許可するということですので、そのへんをご審議いただければと思います。
	議長	今日の話の中でも不明確な点もありますし、書類の不備があるわけですよね。足りない書類を出して もらって次回改めて協議ということでどうでしょう。
	坂本委員	今日出た意見で不明なことを書類で揃えてもらって、次回判断なら納得いただけるのではないでしょうか。
	木村委員	神川の農業委員会はこういうのを認めると言われるのは心配ですよね。根本的な耕作の問題で、個人の申請で法人が耕作とか、利用権ならともかく所有権移転なので。一旦保留にして再度研究してはどうでしょうか。
	議長	いろいろお話がありましたが、書類にも不備があるということで、今回は保留として次回までに研究 して再度審議するということで皆さまよろしいでしょうか。 〔賛成多数〕 では、本案件は保留とします。

会議事項	発言者	顛 末
閉会	議長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会といたします。 慎重審議ありがとうございました。